

『みはらスイミー』【会 則】

第1章 総則

【名 称】

第 1条 本会は『みはらスイミー』と呼ぶ。

【事務所】

第 2条 本会は、事務所を広島県三原市宮浦3丁目6番2号に置く。

【目 的】

第 3条 本会は、障がい者スポーツの一つとして水泳に取り組み、保護者を含む支援者は当事者の水泳活動を中心とした社会教育活動を支援する為、研修並びに親和に努めることを目的とする。

【活 動】

第 4条 本会は、第3条に挙げる目的を達成する為の必要な活動として以下のものを行い、その主な活動内容とする。

- 1 水泳活動（『スイミー月曜コース』『スイミー火曜コース』）
- 2 その他 社会参加の為の各種事業への参加・企画・運営。

第2章 会員

【会 員】

第 5条 本会は、次の会員で構成される。

- 1 スイマー会員
障がいを持つ人
ハロウィック水泳法に基づく水泳活動を希望する人
の会員については、事務局会の承認を得る。
- 2 ヘルパー会員（スイマー会員をサポートする家族を含む支援者）
- 3 賛 助 会 員（本会の目的に賛同する活動協力者）

【入 会】

第 6条 入会は、次の手続きをもって認められる。

- 1 スイマー会員は、本会所定の「スイミー入会申込書」を事務局に提出し、会費を納入することによって入会が認められる。
- 2 ヘルパー会員及び賛助会員は、本会所定の「スイミー入会申込書」を事務局に提出することによって入会が認められる。

【休 会】

第 7条 会員の事情により「休会」をする場合は、事務局に対して、休会届を提出することを原則とする。休会期間は原則として4年間とし、その期限を越えた場合は、自動除籍扱いとする。但し、これは、その後の入会を妨げるものではない。（再入会に際しては、事務局にて審議の上で許可するものとする）

【退 会】

第 8条 会員の事情により「退会」をする場合は、事務局に対して、その旨を直接口頭にて申し出ることを原則とする。

【除 名】

第 9条 会員が、法令や本会会則に違反した時、本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をした時は、事務局会の決定を経て除名することができる。

【会 費】

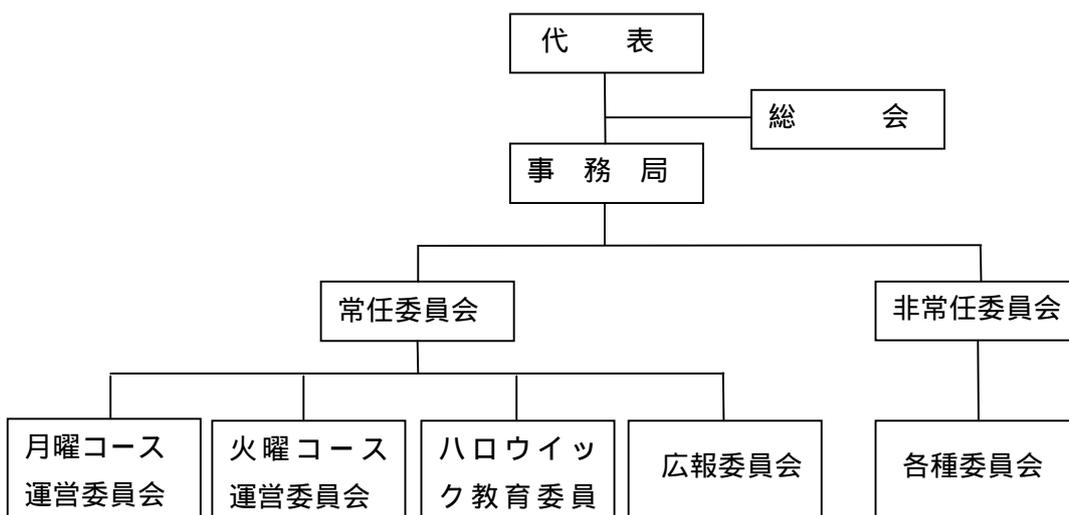
- 第10条
- 1 会費は、スイマー会員が負担をする。また、会費には年会費と活動費があり、別途定めるものとする。
 - 2 会費は『みはらスイミー』全体の会務運営を行うことを、主要な目的として支出する。
 - 3 一旦納入された会費等は原則として返却しない。
 - 4 スイマー会員及びヘルパー会員は、水泳活動参加保証の為、「広島県スポーツ安全保険」に加入することを義務とする。また、賛助会員は、ボランティア保険に加入する。(保険料は、会費より支出する)

第3章 組織及び役員

【組 織】

第11条

[本会組織図]



- 1 本会の代表を1名置く。
- 2 事務局の構成は、第4条第1項の各コースから数名(常任委員会各委員長を含む)を選出し、事務局長1名、副事務局長1名、会計1名を置く。
- 3 事務局の下に各種委員会を置き、第4条第2項等の会務を遂行する上で、必要と認められた担当委員を選出するものとする。
- 4 各種委員会には、「月曜コース運営委員会」「火曜コース運営委員会」「ハロウィック教育委員会」「広報委員会」の常任委員会とその他の非常任委員会がある。また、各種委員会は、それぞれに委員長を定める。

【役員を選出及び任期】

- 第12条
- 1 代表は、事務局会の推薦により選出し、総会において承認を得る。
 - 2 事務局員は、事務局会で選任し、総会において承認を得る。
 - 3 事務局長、副事務局長、会計は、事務局会において事務局員の互選により定める。
 - 4 各種委員会担当委員は、事務局会の推薦により、総会において選出する。
 - 5 代表、事務局員、常任委員会委員長の任期は2年、非常任委員会委員長の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
 - 6 上記役員に欠員が生じた場合、各役務単位で補充するものとし、その任期に関しては原則として前任者の残存期間とする。

【役員の仕事】

- 第13条 1 代表は、本会を代表し、事務局と共に会務遂行を代表する。
- 2 事務局長は、事務局会を主催し、会務執行の実務を統括し、事務局を代表して本会代表と共に渉外任務に当たる。なお、副事務局長は、事務局長を補佐する。
- 3 会計は、事務局会計を担当し、各種委員会会計を統括する。
- 4 各種委員会委員長は、事務局会の決定（各コース委員会は事務局会の決定及び細則）に基づき、会務遂行を行う。

第4章 会 議

【会議の種類】

- 第14条 本会の会議は、総会、事務局会とし、総会は定時総会及び臨時総会とする。

【会議の構成】

- 第15条 1 総会は、会員を持って構成する。
- 2 事務局会は事務局員を持って構成する。
- 3 代表は、事務局会に出席して意見を述べるができる。

【会議の機能】

- 第16条 1 事務局会は、この会則に定めるものの他、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び予算の作成
 - (2) 事業報告及び決算の作成
 - (3) 会費の額
 - (4) 総会に付すべき事項
 - (5) その他本会の運営に関する必要な事項
- 2 総会は、この会則に規定するものの他、事務局会が、総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

【会議の開催】

- 第17条 1 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 事務局会が必要と認め招集の請求があった場合
 - (2) 会員の5分の1以上から、会議の目的事項を示して請求が合った場合
- 3 事務局会は、毎月1回開催することを原則とし、事務局長が必要と認めた場合は、随時開催する。

【総会の招集】

- 第18条 1 総会は、代表が招集する。
- 2 総会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的等の内容を示した書面を、開会日の1週間前までに発しなければならない。

【定足数】

- 第19条 1 総会は、会員の半数以上出席した場合に開会する。
- 2 事務局会は、事務局員の半数以上が出席した場合に開会する。

【議 決】

- 第20条 1 総会及び事務局会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 2 総会においては、第18条第2項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議

決することができる。但し、議事が緊急を要するもので、出席会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

【議決権の委任等】

- 第21条 1 総会に出席できない会員は、総会に出席する任意の会員または議長を代理人として、議決権の委任ができる。
- 2 第1項の規定により委任状を提出した会員は、第19条第1項及び第20条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

第5章 会計

- 第22条 1 本会の会計は、会費、助成金、及びその他収入をもってこれに充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日迄とする。

第6章 会則の改正並びに手続き

- 第23条 この会則に定める「会則の改正」が必要と認められる場合は、総会の場において、これを改正することができる。

付則

- (1) この会則は、1978年「障害児の体力強化を図る会」会則を全面改正し、1995年1月11日より施行する。
- (2) この会則は12条の手続きの基づき1997年3月13日付総会において「第4条・第5条・第6条・第8条・第9条・第10条」の各条を改正し、認知されたものとして、施行期日として同年4月1日より発行期間とする。
- (3) この会則は第12条の手続きに基づき1998年3月14日付総会において「第5条・第7条・第9条・第10条」の各条を改正し、認知されたものとして施行期日とし、同年4月1日より発行期間とする。
- (4) この会則は第12条の手続きに基づき2001年3月15日付総会において「第4条」を改正し、認知されたものとして施行期日とし、同年4月1日より発行期間とする。
- (5) この会則は第12条の手続きに基づき2009年4月26日付総会において全面改正し、認知されたものとして同日より発行期間とする。